○農林水産省告示第五百四十号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百六条第二項の規定に基づき、平成二十二年産の水稲及び陸稲に適用する一キログラム当たり共済金額の範囲を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　平成二十二年産の水稲に適用する一キログラム当たり共済金額の範囲

次の表の上欄に掲げる地域ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。ただし、水稲で飼料の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては、四〇円、三六円、三二円、二八円、二四円及び二〇円とし、水稲で米粉の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては、八四円、七六円、六七円、五九円、五〇円及び四二円とする。

地域	一キログラム当たり共済金額の範囲					
群馬県の区域	一七五円	一五八円	一四〇円	一二三円	一〇五円	八八円
東京都の区域	一七六円	一五八円	一四一円	一二三円	一〇六円	八八円
北海道の区域	一七八円	一六〇円	一四二円	一二五円	一〇七円	八九円
青森県の区域	一七九円	一六一円	一四三円	一二五円	一〇七円	九〇円
岡山県の区域	一八二円	一六四円	一四六円	一二七円	一〇九円	九一円
埼玉県及び岐阜県の区域	一八三円	一六五円	一四六円	一二八円	一一〇円	九二円
沖縄県の区域	一八四円	一六六円	一四七円	一二九円	一一〇円	九二円
神奈川県及び広島県の区域	一八七円	一六八円	一五〇円	一三一円	一一二円	九四円
愛知県、和歌山県及び愛媛県の区域	一八九円	一七〇円	一五一円	一三二円	一一三円	九五円
滋賀県の区域	一九〇円	一七一円	一五二円	一三三円	一一四円	九五円
大分県の区域	一九一円	一七二円	一五三円	一三四円	一一五円	九六円
栃木県の区域	一九三円	一七四円	一五四円	一三五円	一一六円	九七円
岩手県、大阪府、鳥取県、香川県及び高知県の区域	一九四円	一七五円	一五五円	一三六円	一一六円	九七円
島根県、佐賀県及び長崎県の区域	一九五円	一七六円	一五六円	一三七円	一一七円	九八円
秋田県及び山梨県の区域	一九六円	一七六円	一五七円	一三七円	一一八円	九八円
宮城県、山形県、茨城県、千葉県及び山口県の区域	一九七円	一七七円	一五八円	一三八円	一一八円	九九円
福井県、奈良県及び熊本県の区域	一九九円	一七九円	一五九円	一三九円	一一九円	一〇〇円
兵庫県の区域	二〇〇円	一八〇円	一六〇円	一四〇円	一二〇円	一〇〇円
石川県、三重県、福岡県及び宮崎県の区域	二〇一円	一八一円	一六一円	一四一円	一二一円	一〇一円
福島県の区域	二〇二円	一八二円	一六二円	一四一円	一二一円	一〇一円
長野県の区域	二〇三円	一八三円	一六二円	一四二円	一二二円	一〇二円
京都府の区域	二〇四円	一八四円	一六三円	一四三円	一二二円	一〇二円
静岡県の区域	二〇五円	一八五円	一六四円	一四四円	一二三円	一〇三円
徳島県の区域	二〇六円	一八五円	一六五円	一四四円	一二四円	一〇三円
富山県の区域	二〇九円	一八八円	一六七円	一四六円	一二五円	一〇五円
鹿児島県の区域	二一〇円	一八九円	一六八円	一四七円	一二六円	一〇五円
新潟県の区域	二四二円	二一八円	一九四円	一六九円	一四五円	一二一円

二　平成二十二年産の陸稲に適用する一キログラム当たり共済金額の範囲

一七五円　一五八円　一四〇円　一二三円　一〇五円　八八円

○経済産業省告示第七十一号

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和四十年通商産業省令第五十二号）第一条第一項の規定に基づき、電気主任技術者免状に係る学校等の認定基準に関する告示を次のように定め、平成二十二年四月一日から適用する。

なお、平成十八年経済産業省告示第六十八号（電気主任技術者免状に係る学校等の認定基準に関する告示）は、平成二十二年三月三十一日限り、廃止する。

平成二十二年三月三十一日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　赤松　広隆

電気主任技術者免状に係る学校等の認定基準に関する告示

第一条　電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第一条第一項の告示で定める基準は次のとおりとする。

一　入学資格、修業年限及び教育施設の内容が、認定を受けようとする教育施設（以下単に「教育施設」という。）の種類に従い、別表第一に適合していること